

三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行					改正案				
第1条 省略 (設置)					第1条 省略 (設置)				
第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。					第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。				
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
省略					省略				
教育委員会	省略				教育委員会	省略			
	三田市心身障害児就学指導委員会	(1) <u>心身障害児</u> に係る就学相談及び就学指導に関する事項についての調査審議 (2) <u>心身障害児</u> に係る教育の啓発に関する事項についての調査審議	18人以内	2年		三田市教育支援委員会	(1) <u>障害のある児童生徒等</u> に係る就学相談及び就学指導に関する事項についての調査審議 (2) <u>障害のある児童生徒等</u> に係る教育の啓発、指導及び支援に関する事項についての調査審議	18人以内	2年
	省略					省略			
	三田市教科用図書採択協議会	市立義務教育諸学校の教科用図書の採択に関する事項についての調査審議	8人以内	諮問に係る審議が終了するまで		三田市教科用図書選定委員会	市立義務教育諸学校の教科用図書の選定に関する事項についての調査審議	8人以内	諮問に係る審議が終了するまで
省略					省略				
以下省略					以下省略				